

令和 7 年 八潮市農業委員会 4 月総会 議事録

1 開催日 令和 7 年 4 月 2 5 日 (金)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 市役所会議室 3 - 4

4 出席委員 1 3 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏

9 番 田中 幸夫

4 番 齋藤 富子

1 0 番 松田 淳一

5 番 福岡 達則

1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

1 4 番 荻野 透

7 番 新井 孝美

1 5 番 臼倉 明久

8 番 鈴木 隆

5 欠席委員 2 名

委員 1 1 番 篠木 秀彦

1 3 番 関根 幸子

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出の件

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出取消の件

報告第 5 号 農地転用許可後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 ただいまより八潮市農業委員会4月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は13名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立してございます。

なお、11番、篠木秀彦委員、13番、関根幸子委員からは欠席の連絡を受けてございますので、ご報告いたします。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

委員の皆様にはお時間をつくっていただきまして、総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

陽気も大分良くなりまして、皆さんもそれぞれお忙しい季節になってきたかと思います。

昨日、4月24日ですね、市役所のサークル広場スペースでハチヨン・マルシェが行われまして、直売所のほうで野菜を販売させていただきました。盛況のうちに終わったように思います。

それから、今後の予定といたしまして、5月17日でございますが、ふるさと体験教室、田植えですね、商工会の青年部に青耕会がサポートして行われる予定でございます。

それから、5月13日には埼玉葛地方協議会役員会の総会が三郷市で行われまして、私と瀧沢局長が出席する予定でございます。

それから、5月24日土曜日でございますが、枝豆ヌーヴォー販売会という名目でもって、やしお駅前公園で枝豆を販売するということでございます。

八潮市も地域計画を策定して提出したようでございますが、3月末時点で1,613市町村、1万8,633地区の地域計画が提出されたようでございます。中心となる経営体に位置づけられました農業者、すなわち認定農業者、あるいは認定新規就農者、それが担い手となっているのは全体の約3割だそうでございまして、将来に向けてこれが決まっていない農地、これ

も約3割あるそうでございます。中国、四国地方、そして関東地方に多いということで、今後も協議が必要であろうというふうな見解なのであります。

本日も幾つか議題がございますので、皆様の慎重なるご協議をいただきまして、スムーズに協議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会 4 月総会次第 | A 4 横 |
| ②農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について（資料 - 1） | |
| ③令和 7 年「緑の募金」運動の協力依頼について | （資料 - 2） |
| ④八潮市下水道事業審議会委員の推薦について（依頼） | （資料 - 3） |
| ⑤農業者等の熱中症発生防止について（周知） | （資料 - 4） |
| ⑥八潮市道路陥没 周辺雨水対策 | （資料 - 5） |
| ⑦農業委員会活動記録簿（4～5 月分） | 資料番号なし |

こちらにつきましては、年度が替わりましたので、新しいフラットファイルと一緒にとなっております。よろしくお願いいたします。

あと、最後に、県外視察の資料としまして、こちら A 4 のもの 2 枚になります。

資料の過不足等はありませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、着座にて失礼いたします。

次第に基づきまして進めたいと思います。

次第 3、議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

2 番、鈴木新一委員、15 番、臼倉明久委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第 4 の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第 7 号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第 5、議事に入りたいと思います。

議案第 7 号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件につきましてご説明をさせていただきます。

次第の 1 ページをご覧ください。

関連しておりますので、2 ページの内容と続けてご説明をさせていただきます。

番号 1、譲受人住所・氏名、〇〇〇〇〇－〇、〇〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇〇〇－〇－〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇〇〇－〇と〇、〇〇、〇〇、〇〇－〇です。登記地目、現況は田及び畑です。地積の合計といたしましては〇〇〇平米でございます。

ページをめくりまして、番号 2、譲受人及び譲渡人は同じです。

こちらの番号の 1 と 2 が分かれている理由ですが、番号の 2 につきましては、譲渡人が譲受人に対して持分の渡人となりますので、議案の内容を分けてあります。

説明を続けさせていただきます。

土地の所在は〇〇〇〇〇－〇、〇、〇〇－〇です。登記地目と現況は田及び畑です。地積はこちらで合計が〇〇〇平米です。

権利の内容は所有権の移転で売買です。申請事由といたしましては、農業経営の充実を図る、経営規模拡大ということでございます。

作目につきましては主に自家消費野菜で、小松菜、枝豆ということでございます。

場所の説明をいたします。

隣の3ページをご覧ください。

八潮市役所の〇側の出口を出まして〇折し、〇方向に向かいます。1つ目の〇〇の交差点を〇折しまして、〇〇線になりますが、これを〇に向かい、〇〇の交差点をさらに〇進、〇〇m先の〇側の土地、合計が〇〇〇平米でございます。

現地の様子につきましては、めくりまして4ページの状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、同議案につきまして、地区担当、6番、飯山敏行委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

先日申請地を見てまいりました。2番のほうですか、こちらは〇畑にずっととなっております、ここは昔からずっと〇畑で、私の記憶だと腰丈まで草等が伸びたことがなくて、たまに〇狩り等をしてありまして、今現状でも膝までは草のない状態で、農地として十分に保っている状態でした。

そして、番号1番のほうなんですけれども、こちら畑なんですけれども、たしか昔の記憶で、青耕会でジャガイモの苗をそこで植えた記憶があるんですけれども、今現在では耕うんもされていましてきれいになっている状態でした。

そして、受人の〇〇さんという方が〇〇歳で高齢なんですけれども、私が行ったときにはトラクター、そして耕耘機等ありましたので、十分耕作できるのかなと思います。

そしてまた、たまたま息子さんがいたので、もし〇〇さんが体調悪いようであれば、自分が耕うんして畑を維持するということをちょっと耳にしたので、問題ないのかなと思います。

あともう一つなんですけれども、補足なんですけれども、これ実際〇〇さんが〇〇歳で〇〇さんという方が〇〇歳なんです。ちょっとおかしいなとは思っているんですけれども、年齢の低い方から年齢の高いところに売買という形なんですけれども、これは実際のところ身内でして、この〇〇さんが相続で引き受けた土地なんですけれども、自分では耕作、管理等できないということで、この今実家を管理しているのがこの〇〇さんなんですけれども、この方に耕作してもらって土地を託したいということで今回の売買になったそうです。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、飯山敏行委員より、農地法第3条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

参考までになんですが、この〇〇〇〇さんが相続して何年間ぐらい持っていたんですか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の3条の農地法3条許可申請に当たりまして、添付書類として登記事項証明書
を頂いています。こちらの登記事項証明書の所有権移転の内容では、〇〇〇〇さんは平成〇
〇年〇〇月〇〇日に相続して所有されております。本日が平成でいうと37年ですので、おお
むね〇〇年お持ちです。

以上です。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手
をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたしま
す。

○事務局 転用等届出受理報告につきまして報告させていただきます。

次第の5ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定に届出について（報告）
につきましては、1件の報告がありました。届出人は、八條の〇〇〇〇さんです。記載のと
おり令和6年1月24日に相続により、権利を取得したもので、あっせんの希望はありません。
令和7年4月7日に届出があり、令和7年4月11日に受理を行いました。

次に次第の6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出（報告）
につきましては、記載のとおり駐車場2件の届出の受理を行いました。

次に次第の7ページをご覧ください。

報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出（報告）につきましては、
記載のとおり、駐車場2件、既存住宅敷地1件、駐車場敷地1件、計4件を受理しました。

次に、次第の 8 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の取消の報告になります。
記載の内容について令和 7 年 1 月 1 4 日に届出があり、令和 7 年 1 月 2 0 日に受理を行いました
ましたが、売買不成立のため令和 7 年 3 月 1 0 日に取消願の届出があり受理を行いました。

この場所につきましては、次第 7 ページの 3 番にて同じく駐車場として令和 7 年 3 月 1 0
日付で農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用の届出があり、令和 7 年 3 月 1 4 日に受
理を行っております。

次に、次第の 9 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地転用許可後の工事完了届（報告）になります。

記載のとおり駐車場 2 件、野球グラウンドが 2 件、計 4 件の工事完了届を受理し、現地を確
認し完了を確認いたしました。

1 番は 1 月 2 0 日に許可になりました幸の宮地区の駐車場、こちらの完了届を 4 月 1 日
に受理しました。

2 番、3 番は、令和元年 1 1 月 2 2 日、令和 2 年 2 月 2 5 日許可になりました野球グラウン
ド及び排水施設、こちらの完了届を 4 月 4 日に受理いたしました。

1 ページめくっていただいて次第の 1 0 ページをご覧ください。

4 番は、令和 2 年 4 月 1 4 日に許可になりました駐車場、こちらの完了届を 4 月 9 日に受理い
たしました。

転用等届出受理報告につきましては以上となります。

——— 事務局説明 ———

○議長 ありがとうございました。

ただいま 3 条 1 件、そのほか 4 条が 2 件と、それから 5 条が 4 件、取消しが 1 件、工事完
了が 4 件でございます。

では、ここでお時間を設けますので、お目通しをいただきまして、その後、質問がござい
ましたらお受けいたします。

6 ページから 10 ページでございます。

では、お願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいですか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら。

○議長 よろしいですか。

それでは、転用等届出受理報告を終わりとします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項2件、協議事項3件、報告事項が2件ございます。

初めに、依頼事項、農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては毎年この時期に来るものでございますが、農業税制関係について、もし具体的な理由があつて要望されるということでありましたら、八潮市農業委員会として取りまとめをし、こちらの埼玉県農業会議というところに要望を提出いたします。ご意見をお寄せください。

要望に当たりまして、こちらの通知文書の記の1行上に書いてあるんですが、その改正が「なぜ必要なのか」理由を必ず記載いただきますようを書いてありますので、単純に高く感じるから下げてくださいといったようなものは受け付けられませんとのことです。

まず、1ページ目につきましては参考資料でございまして、令和7年度税制改正の概要と令和8年度対策等についてのメモ書きでございます。

資料をずっと見ていきますと、相続税とか贈与税に関することとか、そのあたりも載っておりますので、後で改めて目を通していただければと思います。

昨年度お配りをいたしましたこちらの同じものがあるんですが、昨年度お配りしたものよりはちょっとボリュームが減っておりますので、内容としては少し分かりやすくなっているのかなというような感覚があります。

まず、こちらの3ページから13ページが、適用期限が到来する農林水産省関係の租税特別措置一覧でございます。その中で、適用期限が令和8年3月31日と記載されているものが今回令和8年度の税制改正の主な対象ということです。この後の15ページから25ページが期限の定めのない租税特別措置の一覧表でございます。

繰り返しとなりますが、もし要望がある場合は、こちらのつづりの一番最後のページに要望用紙がございますので、こちらに記載をいただきまして、後ほど事務局でまとめて報告をいたします関係がありますので、来月の5月12日月曜日までに事務局にご報告いただければと思います。特になければ提出は不要でございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ただいまの件につきましてご意見がございましたら、5月12日月曜日までに事務局のほうにご報告をお願いをいたします。

次に、依頼事項2件目、活動記録簿について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 既に机の上にお配りをさせていただきましたが、本年度につきましても八潮市農業委員会における最適化活動の実施といたしまして、活動記録簿のご記入、よろしくをお願いいたします。

最適化活動に計上できますのが2から3番のみでございますので、1番の会議出席のみにつける場合は計上できませんので、もし1番につけるのであれば、総会に行く道すがら圃場のパトロールをしたということで、3-1-ア、3、遊休農地の発生防止解消、1、現地調査、ア、利用状況調査に丸をつけていただくと1日にカウントできますので、こちらのほうご利用いただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

次に、協議事項、令和7年「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料2をご覧ください。

こちら埼玉県農業会議からこの時期にまいるものでございます。「緑の募金」運動の協力依頼についていただきまして、もう既に皆様の机の上に羽根は置かせていただいております。

例年こちらにつきまして慶弔費から5,000円を募金させていただいておりますが、今年に対応につきましてどのようにすればよろしいか、ご協議をいただければと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま「緑の募金」運動の協力依頼について説明がございましたが、例年、緑の募金につきましては農業委員会の慶弔費から5,000円を募金として支出しておりますので、今年も同様に処理してよろしいですか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 それでは、「緑の募金」については例年同様に慶弔費から5,000円支出するというこ

とでお願いをいたします。

次に、協議事項2件目、八潮市下水道事業審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3と書いてある八潮市下水道事業審議会委員の推薦についてという文書をご覧ください。

4月3日付で建設部下水道課より農業委員会宛てに依頼がございました。下水道課より、公共下水道事業を推進し、事業運営を円滑かつ健全に行うため、広く市民の皆様から意見を聞き、下水道事業に関する事項を審議するということを目的に、各団体の皆様から委員の就任をお願いしていると聞いております。

任期につきましては、今年の7月1日から令和9年6月30日までの2年間、年1回から2回の会議を予定しているということでございます。

なお、現在農業委員会からは臼倉明久委員にご就任いただいております。

以上が簡単な説明となりますが、本日この場で1名の方をご選任いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま説明がございました下水道事業審議会委員の推薦でございますが、どなたかやりたいという方はいらっしゃいますか。希望の方はいらっしゃいますか。

前任者というか、今まで臼倉委員にお願いをしていたところでございますが、臼倉委員、引き続きお願いできますか。

○15番（臼倉明久委員） はい。

○議長 じゃ、よろしくお願いいたします。

この審議会委員には引き続き臼倉明久委員にお願いをすることにいたしました。

次に、協議事項3件目、名刺の作成内容について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらにつきましては特に資料がございません。

名刺の作成につきまして、従来事務局で印刷をしておりましたが、印刷をするための台紙については、市役所の担当課が大きい台紙を配布してくれるような形で対応しておりました。このたび担当課から、6年度末で配布は在庫限りで取りやめる旨の連絡があり、自力で作成ができなくなりまして、先日も四市町農政研究会でご不便をおかけしたことから、名刺の作成について文房具屋さんに聞いてみましたところ、50枚300円で注文するということができるというふうにいただきました。こちらにつきまして、もし発注されるのであれば慶弔費からお一人50枚で発注することを検討しております。

こちらにつきましてのご協議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明お分かりいただけましたか。

各委員さん用に50枚ずつ作っていいかと、お作りしますか。

—— 委員より多数の意見あり ——

○議長 また今年も、今年度も秋に四市町農政研究会があると思うんです。あの地区は松伏、吉川が改選になっています。だから一応そのときに名刺交換というかそれが必要なんです。

○8番（鈴木 隆委員） 作ったほうがいいと思います。

○議長 では、作ります。全員分作ります。

—— 委員より多数の意見あり ——

○議長 じゃ、名刺の件はいいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 では、次に、報告事項、農業者等の熱中症発生防止について（周知）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料4、農業者等の熱中症発生防止についてご説明をさせていただきます。

毎年暑くなる前の時期に農林水産省から熱中症の予防についてといったようなお知らせ、文書などがまいるんですが、今回につきましてこの時期で周知がありました理由としまして、労働者を雇用する農業者や農業法人などにつきまして、法律で熱中症のおそれのある者に対して処置を行わなかった場合に罰せられるというふうに4月に法律が改正になりまして、7月1日から施行されるということが決まりましたので、労働者を雇用する方、していない方にかかわらず、熱中症の発生防止につきましては十分注意をしていただきたいということも併せまして、熱中症対応フロー図というのがなかなか使いやすいかなと思いましたので、皆様に提供させていただいたようなところでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

今年の夏も高温とか酷暑が予想されるところでございますので、農作業をする上で熱中症等には十分に配慮していただきたいと思います。特に従業員雇用している方はそれなりの責任を負わされますので、十分な対応をお願いいたします。

次に、報告事項2件目、八潮市道路陥没周辺雨水対策について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料5、八潮市道路陥没周辺雨水対策についてご説明をさせていただきます。

こちら4月22日の午後に、埼玉県下水道局現地対策本部の担当者が、現在八潮市の八潮新都市建設事務所という場所を事務所といたしまして作業に当たっていらっしゃるんですが、この方々が4月24日から八条用水が農業用水の通水開始をするということに合わせまして、図面の①番、土のう止水と書いてあるところを中心に、事故現場に水が流れていかないような措置を行うということで、それに当たり、この農業用水を使用して農業をされている方の

リストを提供してくれないかということで、八潮市農業委員会にお見えになりました。

八潮市農業委員会としましては、こちらの八条用水を使用されて農業をされている方というリスト、提供できるようなリストは持ち合わせていませんので、その旨と、事前にこれについて情報提供がありましたことから、まずは地域の農業委員さん、こちらの担当が飯山委員、またご近所にお住まいになっているということで鈴木新一委員に口頭で確認をさせていただきましたところ、お二人とも問題はないんじゃないかというふうなお話、また、この辺りで実際に田んぼをお持ちの前農業委員の方にちょっと聞いてみたほうがよろしいのではないかとというアドバイスもいただきましたので、ちょっとお電話で伺いましたところ、こちらの前農業委員の方が、こういったようなことが予想されるので、この八条用水から農業用水を取らないほうがいいと、いずれ止まるから取らないほうがいいよというふうに皆さんに周知して回ってくださっていたというような情報提供を行いましたので、この内容についてはちょっと農業関係の皆様にも影響が大きいかなと思いますので、この場をもちましてご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回は令和7年5月23日金曜日、午後2時からとなっております。場所についてはここと同じ市役所3階、3－4会議室での開催となります。よろしくお願いします。

○議長 ただいま事務局より5月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通しまして何かございましたらお願いをいたします。

○事務局 こちら資料番号がございませんが、今年度の視察研修の行き先の参考になればと思いついて、事務局のほうで農協観光さんと、行程表と、平成17年からの参考にならないかもしれないんですけども、視察研修先の一覧を作成させていただきました。

農業委員会事務局のほうで作成しました視察先につきましては、スマート農業、機械の関係の視察研修先として、長野県及び次、裏のページが伊豆にあるAOI-PARCというふうな実験場があるということなので、そちらのほうの視察はいかがかなということで参考として作らせていただいたようなところでございます。

もしよろしければこちらの内容をご参考いただきまして、行きたい場所があればまた農業関係の視察先というところでお申出いただければ、次回5月の総会の際にでも具体的なお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま10月の視察研修の件でございますが、皆様のご希望があれば。

ほかに何かございますか。

飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） すみません、最後によろしいでしょうか。

ちょっと農地パトロールしてしまして、皆さんのお知恵を借りたくてちょっとこの場でちょっと言わせてほしいんですけれども、私、八條のほうに、幸ノ宮地区のほうに土地を持っているんですけれども、そこを耕うんしているときに、その周りというのは非常に家庭菜園の方が多分七、八件ぐらい入っていると思うんです。その方からちょっと相談されたんですけれども、耕作していて、品物が出来上がるわけじゃないですか。そのときに、収穫があると、収穫がもうそろそろだなと思っていると、おばあちゃんがちょっと一人いて、品物を取っていつてしまうらしいんです。

そのおばあちゃん自体も実は家庭菜園のメンバーの一人であって、畑の一部なんですけれども、そのおばあちゃんが収穫間際の隣の畑、よその畑を取っていつてしまうので、メンバー分かるわけじゃないですか。だから、見たときに、おばあちゃんに、おいおいちょっと待ってくれと。それは私が作っているものだから収穫しては嫌だよと言うと、いやいや、これはもう収穫間際だから私が取ってあげると言うんです。

その方は、格好がプロ仕様なんです。家庭菜園じゃなくて、完全にモンペをはいて頬かぶりして、家庭菜園の方なんですけれどもプロ仕様なんです。だから、ほかの方からすると、地元のおばあちゃんが収穫しているんだなと。周りの人は。本当に野菜取っているところは、メンバーでないと分からない。このおばあちゃんが、まあ何回言っても聞かないと、どうにかならないものかと言われたので、うーんと考えてしまっ。

○8番（鈴木 隆委員） 警察を呼んで警察の方に説得してもらうんだよ。

○6番（飯山敏行委員） もう周りの家庭菜園の方が言ってもずっとあれだから、もうしょうがないとほうっぽらかしなんです。皆さん、いい知恵があったら教えてほしいんですけれども。

——— 委員より多数の意見あり ———

○6番（飯山敏行委員） 皆さんどうやって対応しているのかなと思ひまして。

○9番（田中幸夫委員） うちのほうでは警察呼びます。

○6番（飯山敏行委員） 呼んでしまいますか。

○9番（田中幸夫委員） 呼んでしまいます。

○6番（飯山敏行委員） それで改善しますか。

○9番（田中幸夫委員） 来なくなりますよ。多分警察も言うし、こっちも結構強く言うので、でも今回示談でも構わないけれどもという形になってしまいますけれども、強く言ってもらえないですよ。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。じゃ、強く言うというか、ある程度警察呼んでお灸を据えるような形。

——— 委員より多数の意見あり ———

○議長 その辺、何とか。

○6番（飯山敏行委員） 私も相談されたので、私はその地区では耕うんしかしていないので。じゃ、強く当たるように家庭菜園のほうに言うておきます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、これで議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木会長職務代理よりお願いいたします。

○会長職務代理（鈴木新一委員） くどいようですが、慎重審議ありがとうございました。

先ほど事務局からお話がありましたけれども、既に暑い日が続いていて、熱中症にならないよう気をつけていただきたいと思います。何か聞くところによると、救急車も病院に連絡しても軽症だとなかなか取り扱ってくれないという話も聞いていますので、ぜひ熱中症にならないよう気をつけていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時5分